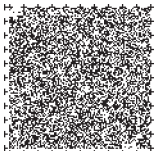
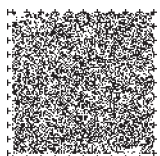


第 5 章





第5章 重点事業と主な事業

大牟田市障害者計画（平成27年度～31年度）の施策体系に基づく、平成27～31年度に取り組む具体的な事業は、以下の表のとおりです。

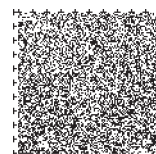
基本方針 1 差別の解消及び権利擁護*の推進

【重点事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
障害を理由とする差別の解消の推進	◆障害者差別解消法*に関する広報啓発 インターネット、広報紙、障害者福祉のしおり等を活用した広報活動を実施するとともに、出前講座や説明会等を通じて、市民の障害に対する理解・関心が深まるよう、障害者差別の解消のための広報・啓発に取り組めます。		
平成31年度の成果指標	平成31年度の目標値	平成25年度の実績値	主管課
まちづくり市民アンケート調査結果での「障害への理解や関心がある」とする割合	50%	—	福祉課

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 障害を理由とする差別の解消の推進	◆障害者雇用促進法*に関する広報啓発 障害者雇用促進法*に規定された雇用分野における障害者に対する差別の禁止や障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置等について、県やハローワークと連携し、広報紙、ホームページ等を活用した広報啓発を実施します。（福祉課）
2. 人権・権利を擁護するための仕組みづくり	◆相談支援事業 障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービス*の利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障害者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組めます。（福祉課）



◆障害者虐待防止支援事業

大牟田市障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する通報を受け、必要な対応を図るとともに、障害者虐待の未然防止についての周知を図ります。(福祉課)

◆法律相談

弁護士による相談を月2回実施します。(市民生活課)

◆司法書士相談

司法書士による相談を月2回実施します。(市民生活課)

◆法務相談

複雑多様化する生活上の悩みに応じるための専門相談として、行政書士による法務相談を月1回実施します。

(社会福祉協議会)

◆人権何でも相談

人権擁護委員が法務局と連携して、月に1回実施します。(人権・同和・男女共同参画課)

◆福祉サービスに関する苦情等の対応、相談窓口の紹介

福祉サービスに関する苦情に対応すると共に、苦情相談窓口等の紹介を行い、利用者の権利擁護*及びサービスの向上に努めます。(福祉課)

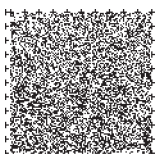
◆日常生活自立支援事業

判断能力が十分でないため適切なサービスを利用することが困難な障害のある人に対して、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を実施します。(社会福祉協議会)

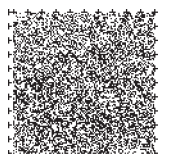
◆各種団体との連携による多様な啓発事業

市民一人ひとりが、人権問題に対する理解と認識を深めるために、講演会や講座等を開催します。

(人権・同和・男女共同参画課、人権・同和教育課)



	<p>◆障害者団体との意見交換や交流などの実施 障害児・者の理解を深めるために、障害者団体との意見交換や交流などを、年1回以上、実施します。(福祉課)</p>
<p>3. 成年後見制度*の周知・普及</p>	<p>◆大牟田市成年後見センター運営事業の周知・普及 大牟田市成年後見センターにおいて、成年後見制度*利用や権利擁護*に関する相談・助言、市民後見人の養成・登録、市民後見人活用による法人後見受任及び市民後見人活動の支援を行い、周知・普及を図ります。 (長寿社会推進課、福祉課、社会福祉協議会)</p>



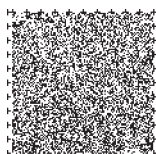
基本方針 2 生活支援のための環境づくり

【重点事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
地域生活への移行支援	◆地域移行支援*事業 障害者支援施設を利用する人が安心して地域で生活できるように、地域移行支援*計画の作成、相談による不安の解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行うなど、地域生活への移行支援を推進します。		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の 目標値	平成 25 年度の 実績値	主管課
平成 25 年度末の施設入所者が地域生活へ移行した割合	12%	—	福祉課

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 相談支援体制の充実	◆相談支援事業(再掲) 障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービス*の利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障害者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。 (福祉課)
2. 生活を支援するサービスの充実	◆多様な障害福祉サービス*の利用 地域資源である高齢者福祉施設(小規模多機能型居宅介護事業所*等)を障害者が利用し、様々な世代の交流を図ることで、障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう多様なサービスを給付し、その利用を促進します。(福祉課)
	◆ボランティアセンター運営事業 ボランティア*を必要とする人とボランティア*をしたい人を結ぶため、ボランティア*団体及び個人を登録し、ボランティア*の要請があった場合にマッチングを行うとともに、市内の施設等に対してボランティア*のニーズ調査を实



施するなどコーディネート機能の充実に努めます。併せて、新たなボランティア*の発掘や要請を行うため養成講座を実施します。（社会福祉協議会）

◆おおむたキャロットサービス

サポーター登録した協力会員が、日常生活において生活課題を抱えている障害者・高齢者世帯等を対象に、制度の狭間などで公的な福祉サービスでは対応できない支援について、有償ボランティア*制度の生活支援サービス（キャロットサービス）を実施します。（社会福祉協議会）

◆移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、個別に社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援の充実を図ります。（福祉課）

◆同行援護事業

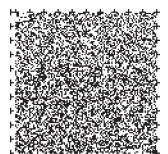
視覚障害児・者に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護事業の充実を図ります。（福祉課）

◆手話奉仕員等の派遣事業

聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣し、コミュニケーション支援の充実を図ります。（福祉課）

◆日中活動の場の充実

障害福祉サービス*に加え、地域活動支援センター*や高齢者福祉施設（小規模多機能型居宅介護事業所*等）の利用を促進するなど、多様な日中活動の場の充実に努めます。（福祉課）



◆ふれあいサロン事業

校区社協との連携・協力のもと、町内公民館単位等の身近な地域で地域住民が気軽に集える場をつくり、高齢者や障害者などのひきこもり防止や生きがいづくりにつなげ、地域での支援体制づくりを推進します。（社会福祉協議会）

◆就労継続支援事業

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の充実に努めます。（福祉課）

◆グループホーム*・福祉ホーム*の整備促進

施設から地域移行のワンステップとして、また、自立した生活ができる場の確保を図るため、グループホーム*・福祉ホーム*の整備促進を図ります。（福祉課）

◆日常生活用具*給付事業

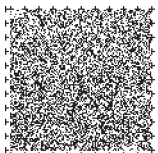
日常生活上の便宜を図るために重度障害者等に給付する日常生活用具*について、その利用を促進します。（福祉課）

◆短期入所事業

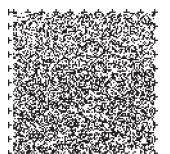
在宅の障害者等の介護者が、病気等により一時的に介護できなくなった時に、障害者等が施設に短期間入所し、入浴や排泄、食事等のサービスを提供する短期入所事業の充実に努めます。（福祉課）

◆生活福祉資金貸付事業

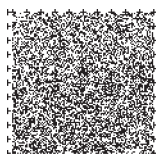
大牟田市社会福祉協議会が行う、低所得の世帯に対し経済的自立と生活意欲の助長、促進を図ることを目的に実施する「生活福祉資金貸し付け事業」の周知と利用促進に努めます。（福祉課、社会福祉協議会）



	<p>◆大牟田市居住支援協議会活動支援事業 居住支援協議会において障害者の住まいについての相談に応じるとともに、所有者に対する障害者への理解促進に取り組みます。（建築住宅課、社会福祉協議会）</p> <p>◆特別障害者手当等の制度の周知 特別障害者手当等の制度を紹介した障害者福祉のしおりやホームページ等により、各種手当制度の周知に努めます。（福祉課）</p> <p>◆重度障害者医療、自立支援医療*（更生医療、精神通院医療、育成医療）制度の周知 障害者が医療機関を受診した場合に、医療費の自己負担相当額の一部を助成する各種医療制度について、障害者福祉のしおりやホームページ等により周知に努めます。（児童家庭課、福祉課）</p>
3. 地域生活への移行支援	<p>◆障害福祉サービス*の利用促進 障害者が、医療機関を退院し、地域等へと移行する際、適切な障害福祉サービス*の利用を促進し、社会復帰を支援します。（福祉課）</p> <p>◆医療保護入院者*の地域移行支援* 医療保護入院した退院可能な精神障害者について、医療機関の退院後生活環境相談員と地域援助事業者との連携を強化し、情報共有を図るとともに、地域移行に向けた支援等を行います。（福祉課）</p>



4. 重度障害児・者への支援	<p>◆重度の障害児・者への障害福祉サービス*の充実</p> <p>重度の障害児・者に、重度訪問介護、行動援護、生活介護及び短期入所等の障害福祉サービス*の利用の促進を図ります。また、グループホーム*などの住まいの場の整備の支援を行います。（福祉課）</p>
5. 情報提供の充実とサービスの質の向上	<p>◆相談支援事業（再掲）</p> <p>障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービス*の利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障害者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。（福祉課）</p> <p>◆障害者福祉のしおりの充実</p> <p>障害者制度の全般についてまとめ、毎年発行している障害者福祉のしおりについて、改正の内容をわかりやすくするなど内容の充実に努めます。（福祉課）</p> <p>◆出前講座や説明会等の実施</p> <p>障害福祉サービス*に従事する人材の育成と質的向上のために、事業所等へ出前講座や説明会等を開催します。（福祉課）</p>



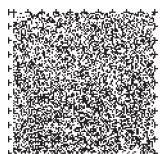
基本方針 3 保健・医療サービスの充実

【重点事業】

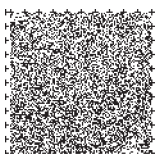
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
精神保健・医療施策の推進	<p>◆地域移行支援*事業・地域定着支援*事業の利用促進</p> <p>受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院と社会復帰を促進するため、障害者福祉のしおり、広報等による情報提供を行うとともに、相談支援事業者等との連携により、地域移行支援*事業・地域定着支援*事業の利用を促進します。</p>		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の目標値	平成 25 年度の実績値	主管課
地域移行支援事業の利用者数	10 人	0 人	福祉課
地域定着支援事業の利用者数	10 人	1 人	

【主な事業】

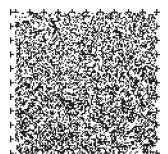
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 障害の早期発見	<p>◆発達クリニック</p> <p>乳幼児健診等の結果により、発達の遅れが考えられる乳幼児に対して、月 1 回専門医師による診察相談を行います。（児童家庭課）</p> <p>◆ことばとこころの相談</p> <p>ことばの発達や行動などが気になる幼児やその保護者に対して、月 5 回心理の専門職による面接を行い、関わり方へのアドバイスや適切な療育機関の紹介を行います。（児童家庭課）</p> <p>◆サポートノート*の活用</p> <p>発達障害*等があり、支援を必要とする子どもの特徴や接し方などの情報を保護者等が記入し、関係機関に提示することで、適切な支援が受けられることを目的として作成する「サポートノート*」についての周知・配布を行い、その活用を図ります。（児童家庭課）</p>



	<p>◆相談支援事業（再掲） 障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービス*の利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障害者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。 （福祉課）</p> <p>◆各種がん検診 集団がん検診、医療機関での個別健診を実施します。 （健康対策課）</p> <p>◆地域健康力アップ推進事業 身近な地域で健康づくりの意識の向上に結びつくような取り組みを行います。（健康対策課）</p> <p>◆健康教育、健康相談 健康づくりに関する正しい知識の普及啓発、生活習慣病等に関する相談対応を行います。（健康対策課）</p>
<p>2. 精神保健・医療施策の推進</p>	<p>◆精神保健活動の推進 精神障害者に対する理解を深めるため、全市的な講演会を実施するとともに、9月の自殺予防週間と3月の自殺予防月間に合わせた広報による周知を図ります。また、一般かかりつけ医と精神科医療機関との連携強化を図るため、連携会議を継続し推進します。さらに、「こころの健康相談*」や「いのちの相談窓口」の事業を継続し、精神疾患の予防、早期治療につなげます。（福祉課）</p> <p>◆関係機関との連携 支援を行っている精神障害者の未受診・治療中断者を把握するため、関係機関で定期的に情報交換ができる体制を作り、ケース会議などを通し必要な支援を行います。また、ひきこもりについての正しい理解と援助法について、講演会等を開催し、その周知を図ります。（福祉課）</p>



	<p>◆相談支援事業者等との連携 精神障害者が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業者や関係機関と連携した支援を行います。（福祉課）</p> <p>◆医療保護入院者*の地域移行支援*（再掲） 医療保護入院した退院可能な精神障害者について、医療機関の退院後生活環境相談員と地域援助事業者との連携を強化し、情報共有を図るとともに、地域移行に向けた支援等を行います。（福祉課）</p>
<p>3. 総合的な医療施策・リハビリテーション*の充実</p>	<p>◆知的障がい児・者医療支援プロジェクト 知的障害児・者が身近なところで円滑な医療受診ができるために、医療機関の受け入れ体制の構築や医療内外の環境整備、また、市民への周知啓発、特別支援学校*をはじめとする教育機関での医療教育の実施などについて、当事者の家族、行政、教育関係、医療関係者、社会福祉協議会等で連携して取り組みます。（福祉課、健康対策課、学校教育課指導室、社会福祉協議会）</p> <p>◆自立訓練等の訓練等給付 障害者が医療機関を退院し、地域又は施設へと移行する際に、引き続き維持的リハビリテーション*に取り組めるように、障害者福祉のしおりや広報等を通じて、関係機関及び対象者への情報提供を行い、自立訓練等の訓練等給付の利用による社会復帰を支援します。（福祉課）</p>
<p>4. 保健・医療・福祉の連携強化</p>	<p>◆障害者自立支援協議会*の充実 保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、必要に応じてプロジェクト会議を立ち上げるなど、その活動の充実に努めます。（福祉課）</p>



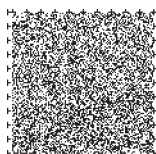
基本方針 4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興

【重点事業】

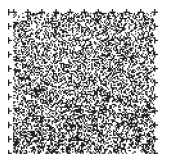
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
相談・支援体制の拡充	<p>◆ふれあい共室*</p> <p>ボランティア*の企画運営による交流事業を通じ、子供たちが学校という場を離れ、世代をこえた人々や背景の異なる人々とのふれあいを通して、障害のある人に対する理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むことを目的として実施します。</p> <p>また、ボランティア*が、これら活動の意義を認識し、地域において主体的に活動していくことにより、地域の人々が共に生きていくことのできる社会の形成を図ります。</p>		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の 目標値	平成 25 年度の 実績値	主管課
開催回数	9 回	9 回	中央地区公民館
延べボランティア参加者数	250 人	155 人	

【主な事業】

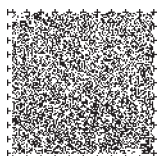
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 相談・支援体制の拡充	<p>◆相談支援事業（再掲）</p> <p>障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービス*の利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障害者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>（福祉課）</p> <p>◆福祉教育の推進</p> <p>児童生徒に対して社会福祉への理解と関心を高めるとともに、児童生徒を通じた家庭及び地域社会への啓発を目的に、市内の学校へ障害者などの福祉当事者をゲストティーチャーとして派遣したり、福祉教材の貸し出しを実施します。また、夏休みを利用して、子どもたちが将来の地域福</p>



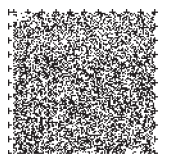
	<p>社の担い手となるよう、小学生を対象とした講座を実施します。（社会福祉協議会）</p> <p>◆学習情報の提供 市民への学習情報の提供方策として「まなびのカタログ*」を活用します。また、学習情報を提供することにより、学習需要の喚起を図ります。（生涯学習課）</p> <p>◆生涯学習ボランティア*登録派遣事業 市民の学習を支援するボランティア*を登録し、市民からの求めに応じてコーディネートを行い派遣する生涯学習ボランティア*登録派遣事業を、生涯学習まちづくり推進本部事業として実施します。（生涯学習課）</p> <p>◆学習機会の充実 行政職員が求めに応じて市民の学習の場に出向いて市政について説明を行なう「出前講座」や、高等教育機関等と連携した「市民大学講座」などを通して、学習機会の充実に努めます。（生涯学習課）</p> <p>様々な課題についての学習機会の充実のため、地区公民館において、各種学習講座（家庭教育支援講座、子ども体験講座、ボランティア*養成講座、地域活動支援・推進に関する講座、高齢者向け講座等）を実施します。 （地域コミュニティ推進課）</p> <p>◆地域、団体及び施設等の活動についての情報提供の支援 地域、団体及び施設等が実施する活動について紹介するため、公民館だよりを発行します。（地区公民館）</p>
2. 早期療育*の充実	<p>◆早期教育相談の充実 教育委員会を窓口として、児童家庭課、児童相談所等の行政機関と幼稚園、保育所、通園施設、小学校、特別支援学校*等の教育施設で大牟田市早期教育相談連絡協議会を設置し、連携を強化することで、就学前からの発達相談や就学相談を行います。（学校教育課指導室）</p>



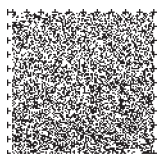
	<p>◆通級指導教室の充実</p> <p>言語や情緒並びに学習面等に障害があるために本来の能力を伸ばしきれていない児童生徒の障害を改善し、学校生活への適応を高め、豊かな人間関係の育成に努めます。また、通級指導教室教職員等の専門家による発達障害*に関する研修を行います。（学校教育課指導室）</p>
<p>3. 幼児期等における共に育つ場及び機会の拡充</p>	<p>◆養護児保育事業</p> <p>障害があるなどの特別な配慮を要する児童が身近な地域で保育所や学童保育所（クラブ）の利用ができるようにし、一般の児童とともに集団保育・生活を行うことで、児童の心身の発達の助長、福祉の推進を図ります。（児童家庭課）</p> <p>◆おもちゃの図書館「くるりん」</p> <p>障害のある子どもも、ない子どもも、おもちゃで遊びながら交流し、育ちあう場として、また、保護者同士の情報交換ができる場として月1回実施します。 （社会福祉協議会）</p> <p>◆幼稚園における障害児の受け入れの支援</p> <p>障害がある等の特別な配慮を要する児童が幼稚園のサービスを利用できるよう、幼稚園等との連携を密にとり、必要に応じて国の補助制度等の活用について助言を行います。保護者からの就学相談は、関係課との連携によりの確に対処していきます。また、子ども・子育て支援新制度へ移行する幼稚園等においては、保育所や学童保育所等と同様に養護児保育補助事業を活用して障害児の円滑な受け入れ促進を図ります。（学務課）</p>
<p>4. 学校教育の充実</p>	<p>◆就学指導委員会</p> <p>大牟田市教育委員会において、障害の種類、程度等の判断について、専門的立場から審議する機関として就学指導委員会を設置し、6月と9月の年2回開催します。就学指導委員会は、的確な判断を行うために教育学、医学、心理学等各方面の専門家から構成し、総合的な観点から判断を</p>



	<p>します。また、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育をうけることができるように、就学先についての保護者への説明並びに保護者の意見等を踏まえながら、就学相談等を行います。（学校教育課指導室）</p> <p>◆特別支援教育研修会 各学校における特別支援教育*の充実のために、各学校の特別支援教育担当者による大牟田市特別支援教育担当者会を組織し、専門家の講話や実践発表、授業を通じた研修会を開催することにより、教職員の専門性を高めていきます。また、事例研究の場を設け、実践的な研修の充実を図ります。（学校教育課指導室）</p> <p>◆障害児の受診指導の推進 特別支援学校*等での健康診断を学習の場としてとらえ、児童生徒への医療受診の模擬体験等（DVD や絵カード等を使った事前指導等）を取り組みます。（学校教育課指導室）</p>
<p>5. 学校等のバリアフリー*の充実</p>	<p>◆学校建設事業(再編分)学校再編整備 学校建設事業(再編分)学校再編整備で建て替える体育館に障害者用トイレやスロープを設置します。（教育総務課）</p> <p>◆特別支援教育支援員*活用事業 市立小・中学校において、発達障害*、肢体不自由等の障害がある児童生徒の学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うため、特別支援教育支援員*の派遣を行います。（学校教育課）</p> <p>◆医療的ケアの実施 大牟田特別支援学校*に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため、看護師資格を有する非常勤職員を配置し、安全な教育環境の整備を図ります。（学校教育課）</p>



	<p>◆施設のバリアフリー*化の充実</p> <p>福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、一定規模以上の施設の新築時等においてバリアフリー*化に関する審査・検査を行い、ハード面からのバリアフリー*化の充実を図ります。（建築指導課）</p>
<p>6. 学校卒業後の多様な進路の確保</p>	<p>◆障害児進路指導連絡協議会</p> <p>大牟田市教育委員会を窓口として、障害者就業・生活支援センター*、福祉課、社会福祉協議会、中学校、特別支援学校*等の関係者で大牟田市障害児進路指導連絡協議会を設置し、障害のある生徒の進路や就学について連携協力し、障害児の校外学習や雇用確保等の充実を図ります。</p> <p>（学校教育課指導室）</p> <p>◆関係機関との連携</p> <p>学校卒業予定の生徒について、障害者就業・生活支援センター*、ハローワーク、相談支援事業者等との連携を図り、情報を共有するとともに進路確保に向けた調整を行います。（福祉課）</p>
<p>7. スポーツ・文化芸術活動の振興</p>	<p>◆スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、スポーツ大会開催事業</p> <p>障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催するとともに、文化芸術活動の促進を図ります。また、障害者スポーツの普及とスポーツを通じた交流を深めるため、障害者スポーツ大会を開催します。（福祉課）</p>



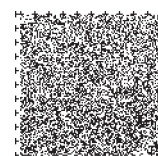
基本方針 5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

【重点事業】

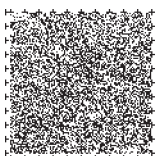
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
就業の確保等の総合的な相談機能の拡充	◆福祉施設利用者の一般就労*への支援 障害者就業・生活支援センター*と連携し、福祉施設を利用している障害者の一般就労*への移行を推進するため、就労移行支援*事業の利用を推進します。		
平成31年度の成果指標	平成31年度の目標値	平成25年度の実績値	主管課
福祉施設利用者の一般就労移行者数	24人	12人	福祉課

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 就労の推進	◆就労支援情報の提供事業 国、県等による障害者の職業訓練、就職面談会等の広報を行います。（福祉課）
2. 本市の障害者雇用の推進	◆大牟田市職員採用選考試験等の実施 障害者を対象とした市職員採用選考試験を実施するとともに、多様な任用形態（嘱託員等）の活用により、身体、知的または精神障害などの障害のある人の確保に努めます。（人事課） ◆障害者雇用優良事業所*の表彰 大牟田市雇用問題協議会（会長：大牟田市長）において、障害者雇用優良事業所*を表彰し、障害者雇用の推進を図ります。（大牟田市雇用問題協議会、福祉課）
3. 障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃*水準の引き上げ	◆障害者優先調達の推進 「大牟田市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」*に基づき、障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報収集を行うとともに、障害者優先調達推進連絡会議において全庁的な取組みを推進します。（福祉課）



<p>4. 福祉的就労*の場等の充実</p>	<p>◆就労継続支援事業の充実（再掲） 通常の仕事所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の充実に努めます。 （福祉課）</p>
<p>5. 就業の確保等の総合的な相談機能の拡充</p>	<p>◆福祉施設利用者の一般就労*への支援（再掲） 障害者就業・生活支援センター*と連携し、福祉施設を利用している障害者の一般就労*への移行を推進するため、就労移行支援*事業の利用を推進します。（福祉課）</p>



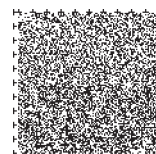
基本方針 6 生活環境の整備

【重点事業】

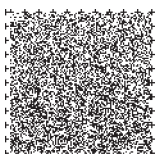
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
福祉環境整備の促進	◆公園及び公園施設のバリアフリー*化整備 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に沿った、公園及び公園施設の整備を行うことにより、バリアフリー*化を推進します。		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の 目標値	平成 25 年度の 実績値	主管課
バリアフリー*化率	駐車場：60%	駐車場：53.8%	都市計画・公園課

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 福祉環境整備の促進	◆人にやさしい公共施設のあり方検討委員会 公共施設の新築及び大規模改修等を行う際の計画段階において、関係部局が連携して、施設計画に関する指導・助言を行うことにより一層のバリアフリー*化とユニバーサルデザイン*の推進を図ります。（保健福祉総務課） ◆施設のバリアフリー*化の充実（再掲） 福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、一定規模以上の施設の新築時等においてバリアフリー*化に関する審査・検査を行い、ハード面からのバリアフリー*化の充実を図ります。（建築指導課） ◆交通安全施設整備事業 歩道の段差や急勾配など通行に支障となっている箇所の改良、及び視覚障害者誘導ブロックが必要な箇所への設置等について、関係者と協議しながら整備を推進します。 （土木建設課）



	<p>◆交通バリアフリー基本構想*の推進 人に優しいまちづくりを推進するため、「交通バリアフリー基本構想」*に基づき、歩道、鉄道駅、バス停等のバリアフリー*化を進め、誰もが快適に生活できる都市空間の整備を促進します。（都市計画・公園課）</p> <p>◆路外駐車場のバリアフリー*化の促進 福岡県福祉のまちづくり条例*に基づき、不特定かつ多くの人が利用する路外駐車場の新設・改良等において、届出が必要となる施設の審査・検査を行い、ハード面からのバリアフリー*化を促進します。（都市計画・公園課）</p> <p>◆市民活動補助事業 NPO*や市民活動団体等の活動基盤を強化し、活動領域の拡大を図るための市民活動補助事業を実施します。また、市民活動の担い手づくりや団体のネットワークづくりのための講座や研修を開催します。国・県等の助成金情報、講座等の開催状況のほか、企業の社会貢献活動の情報を発信します。（生涯学習課）</p>
2. 住宅・住環境の整備推進	<p>◆公営住宅等建設事業 居住水準の低い市営住宅の建て替えを行い、障害者に生活しやすいバリアフリー*化した住宅を整備します。（建築住宅課）</p> <p>◆大牟田市居住支援協議会活動支援事業（再掲） 居住支援協議会において障害者の住まいについての相談に応じるとともに、所有者に対する障害者への理解促進に取り組みます。（建築住宅課、社会福祉協議会）</p>



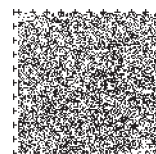
基本方針 7 コミュニケーションの支援

【重点事業】

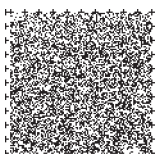
主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
情報・意思疎通の支援の充実	◆手話奉仕員等の派遣事業及び手話通訳設置事業 聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣し、また、福祉課に手話通訳者*を設置する事業を行うなど、コミュニケーション支援の充実を図ります。		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の目標値	平成 25 年度の実績値	主管課
手話通訳者*設置に係る相談件数 手話・要約筆記奉仕員派遣件数	900 件／年 250 件／年	882 件／年 194 件／年	福祉課

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 情報のバリアフリー*化の推進	◆大牟田市公式ホームページの充実 市の公式ホームページについて、誰でもが分かりやすく、使いやすいホームページとするため、利用者の視点に立ったデザインやサイト構成にするとともに、ウェブアクセシビリティ*に配慮したコンテンツ（情報内容）の充実を図ります。（情報化推進室）
2. 情報・意思疎通の支援の充実	◆手話奉仕員養成講座 聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員養成講座の充実を図ります。（福祉課） ◆朗読奉仕員養成講座 視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため、朗読奉仕員養成講座の充実を図ります。（福祉課） ◆点訳奉仕員養成講座 視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため、点訳奉仕員養成講座の充実を図ります。（福祉課）



	<p>◆発達障害*についての支援 障害者自立支援協議会*において、発達障害児・者への支援のあり方について検討し、支援体制の確立に努めます。 (福祉課)</p> <p>◆理解促進研修・啓発の実施 インターネット、広報紙、障害者福祉のしおり等を活用した広報活動を実施し、障害者やその家族に対して情報を提供するとともに、啓発パンフレット等を作成し、市民に対して障害に関する理解を深めるための啓発に努めます。 (福祉課)</p>
--	--



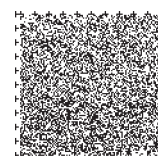
基本方針 8 安心・安全対策の推進

【重点事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
災害時の避難・救助体制等の充実	◆防災訓練・防災研修 地域における防災訓練・防災研修の支援を行います。支援にあたっては、障害者施設職員を対象とした防災講座や、関係団体の協力のもと障害者等の要配慮者を含めた地域での防災訓練等を実施します。		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の 目標値	平成 25 年度の 実績値	主管課
障害者等の要配慮者を含む 防災訓練等の回数	3 回／年	2 回／年	防災対策室

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 災害時の避難・救助体制等の充実	◆大牟田市災害時等要援護者支援制度（ご近所支えあいネット）* 災害時に支援が必要である人が市に登録し、その情報を地域と共有することで、日頃からの見守り体制を強化する「大牟田市災害時等要援護者支援制度」において、障害者の登録を促進します。（地域福祉推進室）
2. 災害時の多様な情報伝達の実施	◆災害時における多様な情報伝達 災害情報の伝達については、愛情ねっと*（メール配信システム）、防災行政無線*（屋外拡声器・戸別受信機）、広報車等を活用し、様々な障害特性に応じた伝達手段の多様化を図ります。これらの情報が容易に取得できるよう、地域の防災講座で紹介します。（防災対策室）
3. 防犯教室等による啓発活動の実施	◆消費生活相談事業 専門相談員による消費生活相談を実施します。 （市民生活課） ◆出前講座等による啓発 出前講座や消費者講座等による啓発を行います。 （市民生活課）



基本方針 9 行政サービス等における配慮

【重点事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容		
市役所における配慮及び障害者理解の促進等	<p>◆障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*</p> <p>国の基本方針や国の行政機関等が作成する対応要領を参考にしながら、合理的配慮*の提供に関する基本的な考え方、合理的配慮*の提供の好事例、相談体制等について定める対応要領等を作成し、必要かつ合理的な配慮を推進します。</p> <p>また、人材育成推進室と連携し、合理的配慮*の提供等について市職員等を対象とした研修を実施し、市職員等の障害に対する理解の促進を図ります。</p>		
平成 31 年度の成果指標	平成 31 年度の 目標値	平成 25 年度の 実績値	主管課
管理・監督職の合理的配慮* に関する理解度	100%	—	福祉課

【主な事業】

主要施策	具体的に取り組む事業名及び内容
1. 市役所における配慮及び障害者理解の促進等	<p>◆障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*（再掲）</p> <p>国の基本方針や国の行政機関等が作成する対応要領を参考にしながら、合理的配慮*の提供に関する基本的な考え方、合理的配慮*の提供の好事例、相談体制等について定める対応要領等を作成し、必要かつ合理的な配慮を推進します。</p> <p>また、人材育成推進室と連携し、合理的配慮*の提供等について市職員等を対象とした研修を実施し、市職員等の障害に対する理解の促進を図ります。（福祉課）</p>
2. 選挙における配慮	<p>◆投票所における段差解消等の投票環境の向上</p> <p>移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー*化、2 階に設置している投票所の見直し、障害者の利用に配慮した投票設備、イラストボードの活用による投票補助等、投票所における投票環境の更なる向上に努めます。（選挙管理委員会）</p>

